

国土審議会 第12回水資源開発分科会

平成26年7月11日

【寺田水資源政策課長】 定刻より若干早うございますが、皆様おそろいでございますので開催させていただきたいと思っております。会議は10時30分から12時までの1時間30分を予定しております。

開会の前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料リストとあわせてご覧ください。まず、資料1、分科会委員名簿でございます。資料2が2枚ございまして、まず、基本計画一部変更の概要、A4、1枚でございます。それから、同じく資料2といたしまして、A3、1枚で新旧対照表がございます。それから、資料3の1、基本計画変更事業の概要、資料3の2、基本計画変更事業の概要参考資料、それから参考資料といたしまして、まず、参考資料の1、今後の水資源政策のあり方について(中間とりまとめ)でございます。それから、縦長のクリップ止めで若干厚いものでございますが、プレスリリースがございます。それから、参考資料2でございますけれども、水循環基本法について、参考資料3、雨水の利用の推進に関する法律について、最後に、参考といたしまして、国土審議会委員名簿及び関係法令等をご用意いたしました。以上でございますが、配布しております資料に乱丁や配布漏れ等ございませぬでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は、楠田委員、渡邊委員は所用のためご欠席との連絡を受けております。なお、小浦委員におかれましては、所用のため途中でご退席されると伺っております。議事に入ります前に、いくつかご報告を申し上げます。まず、本日は定足数の半数以上のご出席を頂いておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき会議は有効に成立しております。次に、事務局側に異動がございましたので、出席者についてご紹介をさせていただきます。

藤山水資源部長は、本日、所用のため遅れて参ります。申し訳ございません。

続きまして、秋本大臣官房審議官でございます。

【秋本大臣官房審議官】 秋本です。よろしく申し上げます。

【寺田水資源政策課長】 廣木水資源計画課長でございます。

【廣木水資源計画課長】 廣木でございます。この7月8日に水資源計画課長を拝命いたしました。

【寺田水資源政策課長】 塩本水源地域振興室長でございます。

【塩本水資源地域振興室長】 塩本でございます。

【寺田水資源政策課長】 三輪総合水資源管理戦略室長でございます。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 三輪でございます。よろしく申し上げます。

【寺田水資源政策課長】 芳賀企画専門官でございます。

【芳賀企画専門官】 芳賀でございます。よろしくお願いいたします。

【寺田水資源政策課長】 私は、司会を務めさせていただきます水資源政策課長の寺田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。また、一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中のご発言は認められていませんので、よろしくお願いいたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合は退出をお願いします。ここで、事務局を代表しまして、秋本大臣官房審議官よりご挨拶を申し上げます。

【秋本大臣官房審議官】 おはようございます。委員の皆様方におかれましては、本日、お忙しい中、本分科会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。本来ですと水資源部長の藤山が、ご挨拶すべきところを、急遽、所用ができましたので、のちほど遅れて参りますので、私のほうからご挨拶申し上げたいと思います。

本日ご審議頂きます議題でございますが、利根川・荒川水系のフルプランの一部変更でございます。利根川・荒川水系につきましては、平成20年7月に全部変更を行いまして、事業を現在進めているわけでございますが、本日は、群馬用水緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業の、3つの改築事業の追加と、あと、八ッ場ダム建設事業と北総中央用土地改良事業の、2つの事業の工期の延長についてのご審議でございます。先般、利根川・荒川部会におきましてご議論いただいた上で、本日、分科会にお諮りするものでございます。後ほど、利根川・荒川部会の内容等につきまして、沖部会長よりご報告頂きたいと思っております。また、近年の水資源を巡る状況でございますが、大規模地震や老朽化の他、地球温暖化による気候変動のリスクに加え、低炭素社会の構築といった地球規模での課題や健全な水循環系の確保などの社会の要請、などなど水資源政策の基本的・長期的方向性を示す変曲点にさしかかっているところでございます。このような背景のもと、水資源開発分科会の調査企画部会におきまして、「今後の水資源政策のあり方」について調査審議をいただきまして、本年の4月11日に中間とりまとめがとりまとめられたところでございます。本日は、これにつきましてもこの場でご報告させて頂きたいと思っております。簡単でございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【寺田水資源政策課長】 それでは、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。報道のカメラの方は、ご退室願います。

審議に入ります前に、現在、分科会長代理が空席となっております。国土審議会令第3条第5項の規定により分科会長代理は、委員及び特別委員から分科会長が指名することになっておりますので、分科会長よりご指名を頂ければと思っております。

【沖分科会長】 はい、分科会長代理につきましては、本日ご欠席ではありますが、渡邊委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【各委員】 異議なし。

【寺田水資源政策課長】 それでは、これからの進行につきましては、沖分科会長のほうより、よろしく願い申し上げます。

【沖分科会長】 はい、それでは審議に入りたいと思います。先ほどご紹介ありましたとおり今回は、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）につきまして審議することとしております。本件につきましては、国土交通大臣から国土審議会へ意見が求められ、本分科会に検討が付託されております。これを受けまして、利根川・荒川部会へ調査審議を付託し、利根川・荒川部会で調査審議が行われました。

先ほど確認いたしました、お手元の資料 2、3 が同部会での議論を踏まえた一部変更に関する資料となっております。本日は、一部変更（案）につきまして議論をして、取りまとめを行いたいと考えております。

今後の審議の進め方ですが、まず部会で取りまとめられました一部変更案や配付資料を事務局から説明して頂きます。その後に、利根川・荒川部会長を務めさせて頂いております私の方から部会における調査審議の概要を報告させていただきます。その後に、本日お集まりの委員の皆様によるご議論をいただきまして、取りまとめを行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、その後に、今、審議官からお話しがありました、最近の水資源に関する状況について報告していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）につきまして、概要等も含めて事務局から資料 2、3 について説明をよろしく願います。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 まずは、資料 2 をご覧いただければと思います。2 つございますが、A 4 の方をご覧いただければと思います。まず冒頭、審議官からもお話しがありましたけれども、今回の一部変更の概要についてでございます。

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」につきましては、平成 20 年 7 月に全部変更致しまして、平成 21 年 3 月に一部変更いたしました。これが現行の計画となっております。

今回は、ここに記載しております、群馬用水緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業の追加と、下に書いてございます工期の延長ということで八ッ場ダム建設事業、北総中央用土地改良事業についての一部変更をお願いするものでございます。

続きまして、資料 2 の A 3 のものが表裏であるかと思っております。新旧対照表になっております。変更箇所を記載しております。右側が変更案でございます。

まず、八ッ場ダム建設事業につきましては、予定工期は現行「平成 27 年度まで」となっておりますけれども、これを「平成 31 年度まで」とする工期の変更が必要となっているということでございます。

また、北総中央用土地改良事業につきましては、予定工期は、「平成25年度まで」となっているところを、アンダーラインの通り「平成28年度まで」とする工期の変更が必要となっているところでございます。

裏側を見ていただきまして、改築事業3つ、両括弧の4、5、6に記載をしております。まず、群馬用水緊急改築事業でございます。それから2つ目が利根導水路大規模地震対策事業、さらに房総導水路施設緊急改築事業ということで、この3つの事業を新たに改築事業として記載をするということでございます。この内容につきましては、資料3の方で詳しく説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3-1、パワーポイントの資料がございますが、そちらの方をご覧いただければと思います。まず、3つの改築事業でございますが、1ページ目に位置図とそれぞれの水利施設の水源をあらわしたものでございます。

2ページですが、まず群馬用水緊急改築事業について説明をさせていただきます。群馬用水につきましては、昭和38年から44年にかけて水資源開発公団、現在の水資源機構が設置をして約6,200haの農地への補給、前橋市、高崎市、渋川市など8市町村の県央地域へ約100万人の上水道等の供給を行っているところでございます。

3ページ目をご覧いただければと思います。事業の概要です。今回の事業箇所につきましては、概要図の赤い部分にありますところですが、建設後45年が経過しまして、老朽化が著しい有馬トンネルの機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものでございます。

老朽化対策に際しましては、併設水路を設置することで、施工期間中の通水を確保しながら工事を行うこととしております。予定工期につきましては、平成26年度から30年度、5カ年の事業の計画としているところでございます。

4ページ目をご覧いただければと思います。緊急改築事業の必要性を記載したものでございます。

施設の老朽化の状況ですが、機能診断調査によりまして、右のほうの写真で示しますように、老朽化によるトンネル覆工コンクリートのひび割れ、漏水、覆工背面の空洞が確認されております。

今回改修する有馬トンネルにつきましては、群馬県県央第一水道や高崎市水道、あるいは農業の発展を支える重要なライフラインということで、有馬トンネルが通水不能となると代替水源もないということで、群馬県の県央地域の市民生活、経済活動に多大な被害を与えると、さらに復旧にも長期間を要し、農業用水の安定供給に多大な支障が生じるといった懸念がございます。そういったことから、その緊急性が極めて高いというふうに考えております。

5ページ目でございます。主要な工事概要になります。

現在の施設の状況ですが、施設の機能診断調査によりまして、トンネル上部にひび割れやコンクリート継ぎ目からの地下水の漏水が多数見られております。また、コンクリート

背面に空洞や地山のゆるみが確認されているところがございます。

老朽化対策として、ひび割れの原因である土圧に対する補強、背面止水工、排水ボーリング、背面空洞の充填を行うこととしております。

併せて、トンネルの補強工事の実施には長時間の作業が伴うことから、通水を確保するための併設水路を設置することとしております。

6 ページ目になります。利根導水路大規模地震対策事業でございます。

利根導水路は、利根川・荒川の中流部にある導水施設で、利根川から農業用水、工業用水、水道用水を取水する利根大堰、邑楽用水路、埼玉用水路、葛西用水路、埼玉合口二期施設の幹線水路である見沼代用水路と現荒川に設置する末田須賀堰、荒川に導水する武蔵水路、荒川から取水する秋ヶ瀬取水堰、朝霞水路で構成されます。

右下の事業の経緯にありますとおり、東京都をはじめとする首都圏の水需要を支えるため、昭和38年の東京オリンピックへの供給に合わせて事業を完成させ、これまでも幾度もの改築工事や合理化事業を経てきております。現在も武蔵水路では、通水機能を回復させる改築工事を実施しているところがございます。

7 ページ目でございます。事業の概要です。

この事業は、群馬県南東部及び埼玉県東部の農地に対して必要な農業用水並びに群馬県、埼玉県及び東京都の水道用水、工業用水の供給等を行う利根導水路について、大規模地震発生時における用水の供給機能の確保を図ることを目的としております。

対策施設ですが、図に赤い字で示しております。堰長約700mの利根大堰、幹線水路である埼玉合口二期施設から5つの水位調節堰と十六間堰、末田須賀堰、前田樋管と2つのサイホン、それから荒川にある秋ヶ瀬取水堰と朝霞水路について耐震補強を行います。

耐震補強に際しましては、各種用水の取水に影響が生じないように通水しながら工事を行うこととしております。予定工期については、施設毎に完成時期は異なりますけれども、全体では平成26年度から平成33年度までの8年間を予定しております。

8 ページ目でございます。大規模地震対策の必要性ですが、右のほうの図、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の資料でございますけれども、南関東地域における大規模地震の発生、今後30年以内にM7クラスの大地震が発生する確率、70%程度が危惧されている中、利根導水路の施設は図のオレンジ色の範囲である震度6強の範囲に位置しております。

このような状況を踏まえて、利根導水路の耐震照査を実施しましたところ、当該事業の対象施設である、利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰、朝霞水路におきましては、大規模地震による施設の通水断面の阻害や閉塞による用水供給機能が確保できなくなるなどレベル2地震動に対する耐震性能が十分でないことが判明いたしました。

利根導水路が被災し、取水・導水が不可能となった場合、長期間にわたる減断水によって首都圏の産業・生活基盤に多大な被害を与えると、さらに復旧に長期間を要するということ、農業用水の安定供給に多大な支障が生じるということで、緊急性が極めて高いとい

うように考えております。

9 ページ目ですけれども、大規模地震対策の主な工事概要になります。

耐震性能照査の結果、大規模地震時に堰柱、門柱、ゲート設備に補強の必要があるため、鉄筋コンクリートの増厚や鉄筋の増量等による強度の向上を図り、従前の機能を維持しつつ耐震性能を確保してまいります。耐震対策箇所につきましては、写真の黄色の文字で示している箇所となります。

なお、工事につきましては、先ほど申し上げました取水や洪水に支障がないよう、工事区間を分割して非洪水期のみにも工事を進めることということを考えております。

10 ページ目です。埼玉合口二期施設の調節堰、サイホンの補強工事になります。

この施設の耐震性能照査の結果、調節堰では門柱や床版、サイホンでは躯体に補強が必要ということがございます。鉄筋の増量等による強度の向上を図り、従前の機能を維持しつつ耐震性能を確保いたします。

工事につきましては、水量の少ない非かんがい期に実施することにより、通水に支障がないように進めることとしています。サイホンにつきましては2連構造となっているということで、非かんがい期に片側を使いつつ、もう一方の工事を進めるということを考えております。

11 ページ目でございます。秋ヶ瀬取水堰の補強工事でございます。

この施設の耐震性照査の結果、利根大堰と同様に堰柱、門柱、ゲート設備に補強の必要があるということで、これにつきましては鉄筋コンクリートの増厚や鋼材の補強などによりまして、従前の機能を維持しつつ耐震性能を確保いたします。

12 ページ目でございます。朝霞水路の耐震対策でございます。

この施設の耐震性照査の結果、水路や取水口、管理設備に補強の必要が生じております。設備は耐震補強を行います。水路は、前回、前の朝霞水路改築時に地盤沈下のため使わずに存置しています旧朝霞水路を活用して鋼管を設置することということを考えております。以上が利根導水路大規模地震対策事業の概要になります。

続きまして、13 ページ目でございます。房総導水路緊急改築事業でございます。

この房総導水路につきましては、昭和46年から建設された施設で、13 ページに平面図をつけております。

房総導水路は、利根川上流ダム群と東金ダム及び長柄ダムを水源として、千葉県、千葉市、九十九里浜地域、南房総地域への水道用水、千葉臨海工業地帯及びその周辺地域への工業用水を供給する施設となっております。

14 ページをご覧ください。緊急改築事業の概要でございます。

今回の事業箇所につきましては、概要図で赤く色を塗っている部分でございます。トンネル、サイホン、水管橋、ポンプ施設について、老朽化等により低下した施設の機能を回復すると共に、大規模地震に対する耐震性能を確保するために、これら施設の緊急的な改築を計画したものでございます。

それぞれの対策に際しましては、長柄ダム、東金ダムの貯留水を活用することで、施工期間中の利水供給を確保しており、予定工期につきましては、今回、平成26年度から32年度の7カ年の事業として計画しているところでございます。

15ページをご覧ください。事業の必要性でございます。

施設の状況については、老朽化に関しましては、施設設置後35年以上が経過しており、写真でお示ししているとおり、揚水機場では、これまでの定期的な保守点検、分解整備を行ってきても、経年劣化に伴う不具合が多発しております。また、電気設備では交換部品も既に製造中止となっているなど緊急の対応が出来ない部分もございます。ポンプ等の機械設備においても壊食が進んでいる状況でございます。

土木施設のトンネルにおきましては、天頂部の空洞化やクラックの発生やコンクリートの中酸化などにより、崩壊の危険性を呈しているところでございます。

右のほうの図は、利根導水路大規模地震対策事業と同様、中央防災会議の資料でございますが、房総導水路施設も図のオレンジ色の範囲である震度6強の範囲に位置しております。

このような状況を踏まえまして、耐震性能照査を実施したところ、トンネル、サイホン、水管橋等において、大規模地震による崩壊、可撓継ぎ手の損壊等が発生する結果が出るなど耐震性能が十分でないことが判明しております。

これらの施設が老朽化で損壊し、また、大規模地震により導水路施設が被災し、取水・導水が不可能となった場合に、その復旧に長期間を要するということが想定されます。また、長期間にわたる減断水によって千葉県内の産業・生活基盤に多大な被害を与えることが想定されます。

また、導水路上部をJR線等が通っていることもございましてこれらの状況を踏まえまして、その対策というのは非常に緊急性が高いというふうに考えております。

16ページになります。事業の工事概要ですが、トンネルでは、天頂部の空洞やコンクリート表面のクラックに対する老朽化対策を行います。それから、大規模地震対策に対しましては、事前対策も必要な箇所を補強を行うということを考えております。

サイホンにおきましては、大規模地震により想定される変位量に対応可能な伸縮可撓管を取り替えるということを考えております。

水管橋におきましては、落橋防止装置を設置するということを考えております。

続きまして17ページでございます。老朽化対策として、揚水機場内のポンプ設備の現況の写真を添付させていただいております。

受変電設備変圧器内の劣化・変質による絶縁不良、ポンプ羽根車の壊食などが見られまして、故障により長期の送水停止が危惧されるところでございます。それぞれの施設の更新を計画しております。

ポンプの更新につきましては、順次更新していくことと考えております。

続きまして18ページをご覧ください。ここからは、工期の変更の2事業でございます。

まず八ッ場ダム建設事業の工期の変更ですが、八ッ場ダム建設事業では、国土交通省の

実施する事業として利根川支川吾妻川に建設される多目的ダムでございまして、昭和42年から平成27年度までの予定工期を、今回、平成31年度まで、4年間延伸するものでございます。

事業の経緯としましては、平成25年度にダムの基本計画の変更を行って工期が延伸されております。フルプランでは、基本計画の変更を受けて修正を行うというものでございます。

19ページに位置図と事業概要を載せております。

ハッ場ダムは、高さ116mの重力式コンクリートダムとして、貯水容量約1億m³の首都圏の水瓶として、水道用水、工業用水を供給するものでございます。

20ページでございます。工期延伸理由と事業の進捗状況を整理しております。

ハッ場ダムでは、現場の状況等を踏まえて工程を精査したものでございまして、できるだけ早期にダムを完成させる観点から検討したものでございます。現在の事業の進捗は、付替道路工事、付替鉄道工事、生活再建工事を進めております。

続きまして21ページでございます。北総中央用土地改良事業の工期変更でございませぬ。

北総中央用土地改良事業は、昭和62年度にフルプランに掲げし、昭和63年度に事業着手している事業でございませぬ。今回、工期の変更を行うということで、昭和61年度から平成25年度までであった予定工期を、今回、平成28年度までと3年間延伸するものでございませぬ。

続きまして22ページ、位置図と事業の概要を載せております。

本事業は、農林水産省が事業主体で、利根川河口堰及び霞ヶ浦開発を水源とする水資源機構北総東部用水事業幹線用水路から、左の方の図に示してあります千葉県他6市の地区内に導・配水する用水管を新設して、併せて関連事業で末端用水路を整備し、農業用水を安定的に補給することにより、農業経営の安定を図るものでございませぬ。

次に23ページ目でございますが、工期延伸が必要となった要因を整理しております。

調整水槽は大規模な構造で立地条件の制約から、用地確保などの調整の時間を要したため、予定工期である平成25年度を超えるということで、平成26年以降は揚水機場、中央管理所、調整水槽、支線用水路、末端用水路の工事を予定しております。

現在、19箇所ある調整水槽のうち未着手は1箇所でございますけれども、平成25年度より実施設計に着手し、計画的に調整水槽や付随する支線用水路、末端用水路の整備等を含め、平成28年度までに完了する見込みでございます。

24ページでございます。事業の進捗状況の写真を載せております。

パイプライン施工状況、灌水状況、等々の写真を添付しております。

以上、今回のフルプランの一部変更の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

【沖分科会長】 はい、引き続きまして、利根川・荒川部会におきましてただいまの件に

つきまして審議いたしました概要につきまして、ご報告させていただきます。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更につきましては、ただいま事務局より説明がありました通り、群馬用水緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業の追加、そして工期延期につきまして、八ッ場ダム建設事業、北総中央用水土地改良事業の2件ということであります。

部会におきましては、今回の新規3事業が主要施設の改築に関わるというものでありましたことから、全般的には、施設の更新や改築は長期的にある程度予測はつくのではないかと、計画的に考えていく必要があるのではないかと、すなわちストックマネジメントといったことをきちんとやる必要があるのではないかとといった意見、あるいは、この3事業がなぜ今なのかということに関して、どういう経緯で選ばれたのかということに関する質疑がございました。

結論といたしましては、今回の新規3事業と工期の延伸につきまして、異議はない、ということが利根川・荒川水系の部会での結論であります。

しかしながら、その部会にも参加されました清水委員、望月委員、何か補足がございましたらコメントいただければと思いますが。

よろしいですか。

それでは、そういうふうに先週、利根川・荒川部会で検討した結果ではありますけれども、本水資源開発分科会で皆様からご意見いただく審議に入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員お願いします。

【田中特別委員】 今回の一部変更の主な内容は、老朽化対策と耐震対策という内容になっていると思いますけれども、この耐震対策に対しましては、南関東地域の地震規模の見直しということがありましたので、それにあわせて耐震化を進めていくということは非常に重要なことだと思います。それからもう一つの老朽化対策ですけれども、部会でも話があったというご説明がございましたが、私もこの老朽化対策に対しましては、インフラ整備という観点から、この水系に限らずどこの水系においても同じと思いますが、既に建築されてから40年以上たつものが多いわけですね。そういうものをやはり、計画的に対応していく必要があるということで、これからの長期計画の策定というものが必要になるのではないかなど、いうふうに思います。

先ほどのご説明ですとストックマネジメントというような形で長期の展望の中で位置付けていくということが必要になってくるのではないかなどいうふうに思います。以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。まとめてご意見お聞きした後にまとめて事務局側からコメントを返していただきたいと思います。他いかがでしょうか。佐々木委員お願いします。

【佐々木特別委員】 2、3申し上げたいと思います。フルプランの「全部変更」、あるいは「一部変更」という話題であります。私の持論なのですが、フルプランという

のは閣議決定まで行くわけですね、ですから非常に重いものだと。ですから一旦決めたものはやはりきちんと基本的には、工期も工事費も全て実現するように努力するというのが基本だろうと、いうふうに思うのです。しかし、いろんな事情があって、「一部変更」しなければならぬということが起こってくることは突然ありうる。そのとき、私は2つのことが重要だと思います。一つは何かというと、その「理由」ですね。なぜ変更しなければいけなくなったのかということ、きちんと説明しなくてはならない。そうすると今回、5つの事業がございますが、そのうちで、A3の資料2の裏側、「群馬用水緊急改築」、それから「利根導水路」、それから「房総導水路」、この3つはですね、やはり現行のフルプランの段階とは違って、耐震性とかそういうようなものが非常に強く求められるようになった、という事情や背景があって、緊急改築をやらなければならないということですから、現行のフルプランの策定時にはなかったような要因が、その後出てきたことによると、非常に大きな「理由」があると思うのです。それに対して、あと2つのケースはいわゆる工期を延ばすということですね、これについての「要因」の説明とか、そのところは、資料3-1の、例えば八ッ場ダムのところ、20ページの冒頭に、「工程を精査した結果」という非常に簡単に書いてあるものですから、ある意味いろいろな理由はおありのことかと思いますが、もう少し丁寧に説明する、あるいは書き込んでおいたほうがいいのではないかと、というのが一つですね。それに対して、21ページの方の北総中央用水のほうは、23ページの頭のあたりで、若干、「立地条件」がどうのこうの、ということがいろいろ書いてますから、まだ理解できるということですね、これが一つ。つまり、変更に至った「理由」をできるだけきちっと説明してもらいたいというのが一つ。もう一つは、工期を延期する事によってマイナスの影響がでませんよ、ということも、あわせて説明しておいた方がよいのではないかと、思うのです。たとえば、A3の資料2のところの八ッ場ダムのケースでいえば、4年間、そのあとが3年間ですか、伸ばすと、それによって洪水調節とか流水とか水道、工業用水とかいろんな仕事がある、あるいは発電の話もできますね、それから北総の方は農業用水の話、そういうようなものに、「延期」することがマイナスの影響を与えることはない、ということもきちんとそえて説明して頂いた方が、納得がいくと、そういうふうに思います、以上です。

【沖部分科会長】 ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。山本委員、お願いします。

【山本特別委員】 今の佐々木委員の御指摘の、閣議決定は重いというのは、私もそれはそう思っております。ですので、逆に言うと私は違うんですけども、いわゆる社会状況とかその時々状況によって臨機応変に対応しなければいけないことは必ず出てきますが、計画の立案段階から実施段階にかけては見直しをかけるのが当然であって、必要な事業であって基本骨格が認められたものに関してですね、工期の延長、これは重要じゃないとは言いませんが、必要なことにおいてある種きちんと論理立ててできるものであれば進めるべきであるし、かつ、いわゆる閣議決定という重要なことであるというのはよくわかりま

すが、緊急性とかね地震対策とか、ある種予算の確保ができた見通しのところでなければいけないと誰もが納得するようなものに対して改めて閣議決定までする必要があるのか、もともと長期計画を立てることは重要ですよ、維持管理に関してこれからは老朽化対策の時代なんだから、それを立てていくというのは我々のミッションであって、その時々が必要に応じたものに関しては、わざわざ閣議決定し直す必要があるのか、といつも思います。非常に議論の無駄ではないか、もっと早くやるべきではないか。そういうふうには思います。

【佐々木特別委員】 今の山本さんのおっしゃったことは、「手続き」に関わることではないかなと私は思うのですね。前から思っておりますが、いったん閣議決定を経てフルプランができる、その後、フルプランの実行中にいろいろ社会経済情勢が非常に大きな変化をして、それによって「一部変更」が必要になってくるということが、今回のような場合が出てくる。その時に私は思うのですが、一つの便法というかですね、理由そのものですね、どうして変更しなくてはいけないのかという理由と、それから今私が申した変更することによって生ずるいろんなマイナスがあるかないか、というあたりのことを事務局側でお考え頂いて、これは必ずしもこういうような会議の場を設けなくても、「マイナー」のといえは語弊がありますが、「変更」だなと思うときはもうちょっと簡素というか簡便な手続きを経てもいいのではないかなという気がしないでもないのですね。以上です。

【沖分科会長】 はい、他いかがでしょう。はい、じゃあ、小浦委員から。

【小浦特別委員】 今ご指摘のあったような改修であったり、メンテナンスなど日常的に必要なことがあります。そういったことは、基本的な考え方を決めておいて、あとは運用で対応していくとかですね、そういう仕組みに、今なっていないと理解すればいいのですか。

【沖分科会長】 はい、今、議論がそういうところに参りましたので、はい、まず、榎村委員まで話を聞いてからと思います。

【榎村特別委員】 それに関連いたしまして、先ほどから、ご意見が出ておりますように、今後ともストックマネジメントが重要であるということは議論がされてきたところだと思います。私も計画的にですね、先ほどのご意見のように長期的にやはりこれを考えていかないと、そのつどそのつど改築ということを考えていたのでは、なかなか進まないんじゃないかと思うんですね。緊急性というので、非常によくわかるんですけど、緊急性がないものでもいずれ長期的にやっていく必要があるものがたくさんあると思います。これについては、異論がないのですけれど、ちょっと例えばですね、資料3-1の5ページのところの一番下に通水を確保するために併設水路を設置するというのがございます。これは、新しく作るということで、今後、例えば、たぶんですけれど工事が終わっても置いておかれるんじゃないかと思います。それから、逆にですね、12ページの旧朝霞水路を活用してということで、現況の朝霞水路をつけられて、今回は、旧朝霞水路を置いておかれて、そこにパイプを入れておかれるんですかね。そういう工法で現況の朝霞水路と今回の2つ

導水路ができる。そういうようなこととか、農業水路で、14ページのところでですけど、これは房総導水基幹施設の中でいくつかの視点をやっていかなければならないだろうということ、こういうふうな具体的な事例の中でですね、長期的にこういうふうなかたちで、少しずつやっていく感じにするのか、14ページのようなところは、ずどっと改修してもいいような、たくさん改修箇所があるなというふうに見えてしまったりするのですけれど、そういうふうなこと、どういうふうに今度どのようにフルプランの中で考えていかれるのか、違う形で考えるような仕組みとか考えみたいなものが議論されているのかということをお聞きしたいと思います。

【沖分科会長】 はい、ありがとうございます。増子委員何かございますか。

【増子特別委員】 私は利水者の立場の代表ということで考えをお話しします。私どもの任務としては地震の時でも水が使えるということが大切であります。地震でも水道が使える、本当に助かったということを目指してやっていかなければいけません。そうすると、水源から蛇口までの施設が完全に地震の時でも大丈夫だということが必要であります。そのためには、耐震化、ネットワーク化、二重化、こういったものをやっていかないといけないわけです。水道の範囲である取水から蛇口までの方は、わたくしども水道料金でもって、きちんと更新して、耐震化していくということで、着実にやってきております。3年前の大震災をうけて、さらに耐震化を加速させようということで、相当力を入れてやってきております。そういったことから、水源の方がこれまでは不安であったわけでありまして。荒川からとっている埼玉県、東京都がもし利根導水路から水が入らないとか、朝霞水路から入らないということになると、東京の1/3は断水する様な事態になりますので、そういったことから、この取水口だとか水路だとか、今まで非常に不安であったわけですが、今回ようやく、それがこの事業でもって耐震化されるということで非常に心強いなというふうな、私の素直な感想でございます。

【沖分科会長】 はい、ありがとうございます。それではですね、整理としまして、今回のように一部変更ということでやっていくのは、今の仕組みではしょうがないと説明をしていただいた後に、今後どうすればフルプランの段階で位置づけられるようになるのかというのが議論の前半だったと思いますが、そこについていかがですか。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 一部変更につきましても、いろいろな理由がありますが、今回のように緊急事業を新たに位置付ける場合ですとか、先ほどの工期の延伸ですとか、あと若干の事業の目的変更ですとか、そういうことも考えられます。当然、想定する範囲は、計画の段階でやっておりますけれど、どうしてもやむを得ない状況が生じることがあるかと思っております。そういう意味で一部変更は事業によっては仕方のない面も、やむを得ない面が出てくると思いますが。今回いただいた一部変更でどういうやり方でやっていくのかという意見は前々から出ていることは認識しております。ただ、我々としては委員の皆様にしっかり議論いただいて、結論といたしますか、認めていただくというか、そういう形をとるのがベストだとそういうふうにご考えておりますけれど、その

へんはまたご意見をいただければと思っております。

【沖分科会長】 はい、そうしますと、まず形式論の方ですが、ご議論の中では些細と認められる変更については、いちいち分科会を開催せずとも進められるようにした方がよいのではないかというご意見もございましたが、逆に閣議決定するような重い話であれば、それを変更するのであれば、例え些細であっても、きちんと理由を示して、分科会を開いて、説明したということが、国民への説明責任ではないかというご意見がおります。ここに関して、いちいち呼ばれるのは、大変であるというご意見とですね、いや、行政が恣意的に進めるのに対しては一定の歯止めも必要だというご意見もあると思うのですが、皆さんのご忌憚のない意見をいただければと思っております。

どれぐらいのバランスが必要でしょうか。今のうちに、どのような変更でもこの場で審議をするという体制。ある程度は行政の裁量を認めた方がよいという話。

どちらでしょう。

【増子特別委員】 今日は事業費の説明がありませんでした。相当の事業費がかかります。特に利根導水路関係では結構、高いというふうに聞いておりますが、それぞれ、これは負担が税金だけではなくて、各利水者の方で負担するという制度になってますので、東京水道あるいは、埼玉水道としてもかなりの覚悟をしなければいけないものでありますので、そういったことからきちっと、関係者間が合意して、それで手続きを進めてやっていくことが大切ではないかと思っております。わたしは、手続きをとってやるべきではないかと思っております。

【山本特別委員】 非常に大賛成で、そういうプロセスは踏むべきだと思いますが、閣議決定をする以上はやらなければいけない、しかし、そこまで持って行く案件でない場合もありますよね。おもとで閣議決定されたものに関して、そういうところでそうじゃない工夫もね、出来るんじゃないかと私は思いますけれど。関係者間が合意されて、事業費もきちんと詰められて、それぞれのステークホルダーが合意した結果を前提としますよ、そういうところで、肅々とある種事業を進めていくべきということも必要ではないかと。

【沖分科会長】 他、小浦委員、お願いします。

【小浦特別委員】 新たな事業であつたりとか、かなり大きな全体システムに関わるようなものであつたりとか、負担の問題であつたりとかがあつて、きちんと決めていかなければならない、という問題はきちんとすべきだと思います。よくわからなかったのは、長い時間経つてくると、常にメンテナンスであつたりとか計画的な老朽化対策であつたりとか、そういったものは、長期的に見れば必然性が事前にわかると思います。そういうものについては、最初にこういうふうな考え方でここまでやりますということが決定されていれば、必要に応じて時期、時期に対応するということはあってもいいのではないかと思います。そういったテーマとか、何を決めて、何はフレームだけ決めてこうやっていけばいいなど、その辺りのきちんとした枠組みが必要なのではないかと聞いていて感じました。

【佐々木特別委員】 議論がちょっと副次的な方向にいつているのではないかと思います。基本は、今日やるべき事は、行政側が決めるべきか、ここで決めるべきかという問題ではなくて、今までどおりこの場で合意できるかどうかということですから、私の言ったことに関連していえば、いくつかの変更の「理由」についてみんなが合意できるかどうか、ということと、それからもう一つ、変更によって生ずるであろう「マイナスのインフレンスは無い」というふうにおっしゃっていただければ、みんなが変更合意できると思う。そこが大事であって、その議論が終わった後で、どちらかというと、このような場で決めるべきかもっと簡便な方法でやってもよいかどうかの議論が出てくると思う。

ついでに申し上げますが、私は、例えばね、今日出た5本の事業のうちで、全く新たに新規に追加をする事業ありますよね、群馬用水とか、このような3つのものは現行のフルプランを作る時になかったような状態が途中で出てきたので、今回新たに3事業を追加するというようなことは、あえてこのような場を設けなくも事務局サイドと部長との間で、もう少し手続きを軽くしてもいいのではないかということ。個人的には。しかし、あとの八ッ場ダムと北総中央用水なんかの場合はちょっと違う、こういうようなことはきちんと公式の会議の場で議論した方がいい、ということをお願いしたい。

【沖分科会長】 はい、他いかがでしょうか。

そうしますと形式論については、両方の意見を私は今聞いたように思います。もう少し簡便化してもいいのではないかという話と、きちんとお金の話もあるのではという事ですので、そこに関しては、今回の分科会ではやはり現状維持ということになるかと思えます。では、中身の話に関しまして、一番最初の方で佐々木委員からご質問のありました、もう少し理由、特に工期の延長に関しまして、理由を開示できないかというご質問に対しまして、事務局の方からご説明できますでしょうか。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 まず、八ッ場ダムにつきましては、平成25年8月時点のその現場の実際の状況を踏まえて、その時点における残工事をできるだけ早く八ッ場ダムを完成させるということで工程を検討して、現在の工期ということでございます。それから、北総につきましては、先ほども若干ご説明しましたが、受益地の周辺においては宅地化の進行ですとかがございまして、調整水槽、規模の大きなものもございまして。日照の関係とかで用地等の調整に時間がかかった。また、各種調整に時間がかかったということで、工期の延伸をしたということでございます。

【沖分科会長】 納得されますでしょうか。そういう意味では今回の説明の中で工期の延伸にかかわらず、あまり予算的な話というのは説明の中にはないわけですが、それはこの場の審議の対象ではないということでしょうか。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 参考資料をご覧いただければわかると思いますけれど、水資源開発基本計画においては予算については記載していないということで取り扱っております。

【沖分科会長】 わかりました。そういうことですので、お金ではなく、有効性、必要性

を審議する場であるということでございます。他に、全般、今回の新規事業、あるいは工期延伸に関しましてご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、望月委員お願いします。

【望月委員】 ちょっと、この議論は聞いていると、この部会、分科会が何をすべき、何が出来るのかということを感じます。非常にキツイいい方をすると、かなり形式的で、ある意味形骸化しているのではないかという。皆さんが作ってくださった、もうこれ以上のものはない。有無を言わさずというか、逆に言えば、これ納得しません、承服しがたいということになって実際、そういうことが出来るのでしょうか。出来ないとすればここは何のチェックをすべきところなのか。今言った説明責任みたいなこと、妥当性が納得できるか。じゃあ、そこの説明をきちんと出来れば、それでよしとするのか、何かちょっと釈然としないんです。単なる形式的な決定を経たのでこれは事業いたしますという形で行くのであれば、いわば機能していないのと同じことになってしまうんですね。それが意味があるのでしょうか。ものすごく大きく根源的なことを言えばそういう基本的な問題が提議されているような気がします。今ここで大きな問題をどうこう出来ませんが、少なくとも認める、納得すると言うところまで議論を尽くすことで事業をチェックする機能を果たすことが分科会なり部会なりの審議会のひとつの責任ということもあるのかなと、今お話し伺って思います。要するに、決められたものを、はいそうですねと流していただくだけの機関だと、ある意味がそこにはない。こうやりました、じゃあ次のときに例えば、また工期の延長が必要で、いたしかないんです、どうでしょう。というようなところを、そのまま、やっぱりしょうがないですね、正当な理由がありましてね、ということを繰り返していくと、はたしてこの審議をやっている意味があるのかということがあります。もう少し厳しい目が必要というのか、決定段階のプロセスのところ、あまりにも決められたもの、あまりにも動かしがたいものになっている状況、これはなんとかならないものかな、という感じがする。

【沖分科会長】 増子委員お願いします。

【増子特別委員】 今、特に事業費のことも含めた話だと思いますので、先ほど座長の方から事業費について質問されたわけですが、きちんと事業費がそれぞれ、幾らですって答えていただきたいと思います。やはり、データなりオープンにして議論した方がいいと思います。

【廣木水資源計画課長】 それについて今から答えさせていただきます。この分科会そのもののいろんなご意見を頂戴して、我々ここで拝聴して、このまま終わったからということはないわけです。例えば、先ほど政策的な問題と申しますか、ここで、例えば議論する事柄をどこに定めるか、例えば裁量をきかすのかという問題は、この場で、先ほど分科会長がおっしゃったように、すぐ決められる問題ではございませんけれども、よく今後の糧として我々も、内部で議論させていただきたいというふうに思っております。また、先ほど特に長寿命化の問題があつてですね、計画的に出来ないかとか、全くおっしゃるとおりだと思っております。これは、何も水関係施設に限らず、交通施設、ありとあらゆるイ

ンフラが今同じ問題を抱えております。これは、国家的あるいは世界的な問題と言えるかもしれません。特に高度成長期あるいは、それ以前に作ったものは、次々に更新時期を迎えておりまして、世界的課題になっているわけでありまして、我々も調査企画部会の中で、ひとつの大きな問題として取り上げ、かつ、方向性として、御議論いただいて、やはり計画的な問題を長期計画の中で取り上げていくべきで、あるいはライフサイクルコストという中でとらえて経済性も含めて、単に一番安いものだからそれを作るのではなくて、長期にわたって一番安くかつ、国民に影響を与えないものをつくるといったような方向が固まってきておりますので、これは政策として作らせていただきまして、また別途、我々として良い政策を打ち上げるように考えていきたいと思っております。

今回のご議論、ご決定をいただくために必要な事実といえますか、説明が足りないということに関しましては、まず反省いたしましてお詫びさせていただきます。まず、議論のひとつの有力な材料となります事業費につきまして、概算のところ、これまた今日言ったからといって、そのとおりに実施できる訳ではございませんけれども事務局の方から報告させていただきます。

【沖分科会長】 お願いいたします。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 詳細な設計とかはこれから詰まっていくというところがございまして、現時点での概ねの予算というところですけど、群馬用水につきましては約30億ということでございまして、利根導水路につきましては約210億ということで、それから、最後でございまして、房総導水路関係は、約150億ということで現時点での概算の事業費となっております。

【廣木水資源計画課長】 そういうことございまして、必ずしも全ての小さな補修ですとか老朽化対策がここに全部あがってくるわけではございませんでして、どうしても事業上、この分科会としてやはり事務局としてお諮りしていただかないと、前にでることを躊躇してしまいますので、このようにお諮りさせていただいておるわけでございまして。先生方には毎回このようにお忙しい中、お手間とらせていただいて恐縮ではございますけれども、そういう状況で、我々として一つの線を引いていることはご理解賜りたいと思っております。

【沖分科会長】 はい。お願いいたします。

【秋本大臣官房審議官】 これら全て水機構が事業主体と言う形になってございまして、水機構の法律、機構法というものがございまして、12条で業務のことが規定されています。どのように規定されているかという、フルプランに書かれている新築又は改築に関することを業務としてやると規定されており、改築というのはですねフルプランに書くということが前提になっております。新築と全く同じではないですが、新築に準ずる一定のレベルの改築があるという解釈をしております。一方、同じ12条にですね、維持修繕、その他の管理に関する業務の規定がありまして、フルプランにはのせてやるということではなくて、通常の大員承認を経てやるというシステムにしております。そういうことで、先

程課長からもお話がありましたけれども維持修繕関係のいわゆる小さなものはもうすでにフルプランに掲載せずにやっているというでございます。今回ご審議いただいております改築事業というのはやはり新築まではいかないけれども、準じた大きなものということで今回、審議として対象としているところでございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。私が皆様のご議論を聴いておりまして、何が今この場で問題かといいますと。つまりはイエスカノーであると。ノーといった場合に深刻な影響が懸念されることもよくわかります。

ところがなぜ今、利根川・荒川部会でもあったわけですが、緊急にやるのはなぜこの3つになったのかというところの背景。あるいは例えばその、工期の延伸に関しましても、例えば影響があるかないかということというゼロということはおそらくないと思うんですけども、延伸した場合の影響はこのくらいで、ただし全体の工期の予算としては例えば閣議決定したんだから必ず守ってやれといわれたらですね。多大なコストをかければ無理ではないかもしれないけどそれは非現実的なコストがかかるとかですね、そういう、少し丁寧なご説明があるとわかるのではないか。それは、この場にいる委員への説明であると同時に国民への説明責任を果たすということにもなることから、やはりここにあげられるにいたった選択肢、いろいろ検討されたんだと思うんですね、それが多少示されて、こういう選択肢や違う選択肢があるけれども、こういう判断でこうすることがよいと思いますという計画で如何でしょうか。というのがありますと審議ができるわけですが、そうでなくてこのセットで一つですといわれるとですね。先程ご意見ありましたとおり非常に形式化してしまうかなと思いますので、その辺のご説明の仕方あるいは案に至った経緯がもう少し分かるとおそらく有意義な審議になるのではというように思いますのでご検討いただければと私は思います。

【廣木水資源計画課長】 まさに説明の仕方につきますし、資料の作り方につきまして、今回いろいろご意見頂戴いたしましたので今後に向けてまた、事務局と努力させていただきたいと思っております。

【沖分科会長】 他いかがでしょうか。じゃあお願いします。

【佐々木特別委員】 先程望月委員がおっしゃったことにちょっと関連して、国土審議会の中の分科会ですよ、ですから、望月さんは委員ですよ。我々は特別委員なんですけれども、委員の方がそんなことをおっしゃるのはどうかなとちょっと思ったんですね。というのは審議会ですから我々は、決定するわけではないのですよ。我々の意見分布とかだいたいこういうような意見が出てますよということを上につなぐとか基本的には決定するのは大臣であり、あるいは閣議決定までいくわけですから、ですからすでに部会で先程ね、沖さんがご説明なさったように、先般の部会で、これを調査し、審議して、基本的には意義が無いという結論がでている。部会では。それを今度、私は部会メンバーとは違いますが、それを入れたところで、もう一回、この分科会でどうですか、大方の委員のみなさんが異議がないということであれば、そういう意見でしたということを上をもって

いけばそれでいいのではないかと思うのですね。だから、ここで反対だからどうのこうのというわけではないと思うのですね。審議会とはそういうものなのだろうと。

【廣木水資源計画課長】 ガバナンスの問題ということでご議論いただいていると理解しておりますが、ひとつは事務局の説明の仕方が舌たらずだったということもありまして、その点は反省材料として、今後改善していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【沖分科会長】 はい、山本委員お願いします。

【山本特別委員】 たぶん、違和感の根源は事業費を抜きにして、いろんな議論をするという、そういう場であるというところの違和感が根源としてあると思うんですね。たぶん、今おっしゃった法律で新しい改築と細かな維持改善が違うとおっしゃってますが、事業規模でおっしゃってますか。工事の内容なんて変わらないと思うんですよ。だから、技術的にはね、工事の内容はあんまり変わらないと思うんだけど、だから事業規模でわけているのであればね、すごくなっているのかな、議論が矛盾してしまう。だからそういうことが、それがけしからんといっているわけではないですよ。いろんなところで審議する、決まっていくべきものであって、それぞれのチェック機構とか合意、合意形成とか、予算取りとかいろんなものがあると思えますから、それはそれでかまわないと思うけれど、だから修繕とかね、老朽化対策というもののマスタープラン的なもの、将来の予測、いつも全部変更にしても工期変更にしても、何にしても全て審議しますよね。水需給から考えて、必要性から考えて、これが必要だと。そういう議論をしてきましたよね。それが審議会のミッションであって、必要性というものが一旦認められて、長期的な計画で修繕がある種、認めるのがこの審議会の長期的な視点としての必要性があって、それぞれ個々が実現していく、個々の事業化に関しては、事業費抜きでは違和感がでてくると思うんですよ。そこはやはりここの審議の場と分ける工夫があるんじゃないかということをお願いしたい。

【沖分科会長】 ありがとうございます。せっかくの機会ですので望月委員よろしくお願いします。

【望月委員】 すいません。私が役割をわかっていない、審議会の意義をわかってないといわれて、確かにそうかもしれませんが、私が申し上げたかったことは、要するに本当の審議ということがきちんとされないと、機能しないのではないのではという意味です。ですから、ここが決定機関であるかとかそういうことを言っているわけではなくて、審議するんだったら、本当の審議するというのがなされないのであれば、先程沖会長がおっしゃられたように、国民に対する説明責任が果たせてないということになると。そういう付託をうけているわけで、自分としてはきちんと審議をした、納得をしたいという気があります。なのであまり形式的に、はいそうですね、と認めるというわけではなくて、侃々諤々やる場である必要があるし、それを行政としてもそれを吸い上げて、それをして必ずフィードバックをしていただきたいんですね。そこで承りましたじゃなくて。それが次の機会、審議の場でこうなりましたということ。これはお願いしたいことなんです。

【沖分科会長】 ありがとうございます。小浦委員お願いします。

【小浦特別委員】 私今回はじめてと言いましたけれど、情報量の差とかですね、これまでの経緯についての知識とか、そういうものは委員によってかなり違うと思います。例えばフルプランでこういう変更がある時に、水需要は長期的に決めたままかわってないのかとか、今後、この改築事業によって担保される水資源がどういう有効性をこの地域に対してあるのかということ、多少は説明いただいたほうが、私なんかは理解がしやすい。なぜこれが必要とかですね。それに対してこういうこの工期で、こういう段取りにすることによってどういう支障のない、機能を維持した形での改築ができるのかとかですね、そういったことの説明を頂いた方が判断しやすいと思いますので、これまでの議論の状況をまだ十分理解していない中で聞いておりましたので、何を質問していいかもわからないところもあります。今後いろいろお話を聞きながら、考えていきたいと思いますが、さっき望月先生がおっしゃられたことは重要な論点というように感じています。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

【廣木水資源計画課長】 今のご意見につきましては、確かに我々としてもおっしゃるとおりご指摘頂いた点についてフィードバックを考えてまいりたいと思います。ご指摘頂いたことに対して、次の回に、はい答えができましたというわけにはいかないこともあると思いますが、すぐにお答えできること、あるいはその場でお答えできることは我々の中で、きっちり次回にフィードバックという意味で対応させていただきたいと思います。そういう意味で説明の中身もですね、委員の先生方によっていろいろなご質問があるということが、その回、その回で課題となってくるわけですけれども、次回のこの分科会を行いますときに、いただきましたご質問などを踏まえまして説明振りをよくしたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【沖分科会長】 はい。というわけで今回の説明に関しましてなかなかわかりにくい点もあったかと思いますが、全体といたしまして提案されております、今回の一部変更、特段、ご異論ございますでしょうか。ないようでしたら、今回、これにつきましては、お認めいただいたということで、本日の結論というようにさせていただきたいと思います。また、本日取りまとめました一部変更案はその後、国土審議会長の同意を得た上で、国土審議会から国土交通大臣への正式な答申となります。ということだそうです。それでは少し時間が押してますが、せつかくの機会ですので、参考資料水循環基本法の概要等について、事務局よりご説明お願いいたします。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 はい、それでは簡単にご説明させていただきます。参考資料1、参考資料2、参考資料3がございます。

まず参考資料1でございますが、国土審議会水資源開発分科会におきまして、国土交通大臣からの諮問を受け、調査企画部会で検討し、4月にとりまとめた中間とりまとめの概要をまずご説明させていただきます。

1ページを見ていただいて、諮問の背景についてここに赤字で書いております。顕在化する課題への対応がせまられているということで、諮問を受けたということでございます。

中間とりまとめの概要ですが、2ページでございます。基本的理念を、「水の恵みを享受できる社会を目指す」こととしております。また、これまで個別最適を図り効率性を追求した結果、社会全体が高度化・効率化された状態を維持・継続してきたわけですが、例えば東日本大震災の経験等、システム全体が機能不全や麻痺に陥ったことを経験して、水資源の重要性といったことを踏まえて、個別最適と全体最適を目指すという社会システムの構築を打ち出した、幅を持った社会システムという言葉はここでは使っておりますけども、これを打ち出したということでございます。

ちょっと飛びまして5ページを見ていただければと思います。幅を持った社会システムの説明をしておりますが、どういった機能を有するかということで右側の方に、リダンダンシーですか、粘り強さ、安全安心持続可能、堅牢さ、融通性や順応性、といった5つ機能として整理しております。

6ページでございますけども、いまの5つの機能の具体的な事例を記載しております。時間もございますので、ご覧頂ければと思います。

それから、2ページに戻っていただきまして、中間とりまとめでは、水資源政策を考える上での3つのポイント、3つの改革の視点を整理しております。

3ページでございますが、ここには中間取りまとめの中で、今後の5つの水資源政策がまとめられ、全体としての15の具体的な取組を整理しております。3ページの一番下に書いてございますように、平成26年秋頃の最終取りまとめに向けて、更に審議を深めていきたいと考えております。

続きまして、参考資料の2でございます。水循環基本法についてでございます。これにつきましては、ここに書いてございますように4月2日に公布されまして、7月1日に法律が施行されております。水循環政策本部が発足したということと、我々も事務局員に入っておりますが、事務局が設置されております。

参考資料2をめぐって頂きまして、法律の概要が書かれております。理念法というところもございますけども、基本理念が5つ、法律の中で書かれております。左の一番下ですけども、水循環に関する基本的施策ということで1～8が法律の中に書かれております。法律の中では水循環基本計画を作成するということになっております。右下でございますが、先程申し上げた水循環政策本部ということで、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するために本部を設置すると。この中で基本計画案の作成もするということになっております。

組織について書いてございますが、本部長は内閣総理大臣、副本部長、本部員ということで、すべての国务大臣がメンバーになるということでございます。

それから、参考資料3でございます。雨水の利用の推進に関する法律でございます。これは今の水循環基本法と同日に国会で議了したということで、公布日も同じく4月2日です。この法律につきましては、5月1日に施行しております。法律の中身ですけども、一番の上段に書いております。近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組む

ことが課題になっているということで、雨水の利用を推進するということでございます。

その下に、雨水の利用とは、ということを書いてありますが、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水をトイレですとか、散水、その他の用途に使用すると。そして雨水に対するそれぞれの責務、法制上の措置、基本方針等の策定をすることが法律の中身になっております。国においては、基本方針、都道府県では都道府県の方針、市町村では市町村計画を策定するということになっております。具体的な施策は右側に書いてありますが、国等の機関、独立行政法人も含めてですけど、雨水の利用のための施設の設置に関する目標設定をするということになっております。一番下ですけども、法律の目的として水資源の有効利用というところもございすけど、それだけではなくて雨水を貯めることによって下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも期待しているということでございます。すいません、走って説明しましたが、以上でございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

【清水特別委員】 調査企画部会で熱心に議論して、中間とりまとめ（今後の水資源政策のあり方について）が出てきた中で、今日いくつかの長寿命化、老築化対策といったものがここにもでてきています。今日の議論ではフルプランという枠組みで老朽化対策というのを進めるのだけれども、この中でも、やはり中間とりまとめに沿った考え方が今後生きてくるように、事業を進めていただきたいというのがお願いです。そして、そういうものがでてきたら、先ほどいわれたように審議会にフィードバックしていただけると中間とりまとめの議論も生きるし、ここでの議論もより有意義になると思います。よろしくお願いたします。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。まさにおっしゃる通りで、ある意味、この中間とりまとめを頂きまして、今後はこれを政策として具体化しなければならないということになっております。それについて法制化するのか、あるいは個々の政策に取り組むのか、あるいは実施予算で対応するのかはこれから議論するところでございますけれども、現場のフルプランに近い場でもご議論頂いたところでもありますので、しっかり受けとめて、対応して参りたいと思います。

少しつけたしでございますが、水循環基本法というのがある意味、今年の大きなトピックになりまして、今説明のありましたように、我々の水資源計画課も1/3ぐらいは本部事務局員になっておりまして、内閣官房の辞令をもらっております。私も内閣官房参事官という辞令を頂戴したんですけども、我々だけでなく各省の課長クラスが参事官併任となってこれからやっていくと、我々としては水循環といいますか、水政策のよりどころが一つ増えたと言うことで、これからがんばって参りたいと思います。

それと水の日が法定化されたということは大きなトピックでありまして、今まで水の日は8月1日ということで、それなりの認知を得てきたわけですが、やはり法定化されると省庁側の意気込みが違うと言うと、それだけかと言われますが、がんばってやりたいとい

う意気込みは高まっているということでございます。

また、国際的にも、水に関する議論は大変増えております。国連のほうでも、国連水の日があります。国際年ということもあり、今、命の水の10年ということで2015年までやっていますが、さらに次どうしようかという議論も進んでおります。我々も、法律にもありますが国際社会と連携しながら水に関する意識の向上を図って参りたいと思っております。

ただいま、部長が到着致しましたので一言挨拶を申し上げたいと思っております。

【藤山水資源部長】 すいません、遅れて参りました藤山でございます。いろいろご指摘を受けたということで、これからもきちんとしていきたいと思いますと思っております。

【沖分科会長】 ありがとうございます。少し戻りまして水循環基本法、中間とりまとめについて更なるご意見はございますでしょうか。無いようでしたら以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。それでは、進行を事務局に返します。

【寺田水資源政策課長】 沖分科会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきます。それでは、事務局から今後の予定について説明させていただきます。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 今後の予定についてですが、先程沖分科会長からもご説明がありましたとおり、本日よりまとめていただきました一部変更案を、国土審議会会長の同意を得まして、国土交通大臣への答申ということにさせていただければと考えています。

また、現在手続き中でございます関係省との協議、あるいは関係県知事への意見聴取を経て、国土交通大臣がこの一部変更を決定していくという運びになります。以上でございます。

【寺田水資源政策課長】 本日の資料及び議事録につきましては、準備が出来次第、当省ホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、予め委員の皆様にご確認をお願いする予定でございますので、よろしくお申し上げます。また、本日の資料ですが、郵送をご希望される委員の方は机の上にそのままにして頂ければ、ご対応させていただきます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございます。